

情産審 15-38
平成 15 年 10 月 23 日

内閣府国民生活局総務課
個人情報保護推進室 御中

社団法人 情報サービス産業協会
個人情報保護部会
部会長 富永 辰也
〒135-8073 東京都江東区青海 2-45
タイム 24 ビル 17 階
TEL03-5500-2610

「『個人情報の保護に関する法律の一部の施行期日を定める政令』及び『個人情報の保護に関する法律施行令』の制定について」に対する意見

個人情報保護に関し、内閣府国民生活局総務課個人情報保護推進室の方々におかれましては、個人情報の保護に関する法律成立後、その施行までの諸手続について多大なご尽力をなされていることに、敬意を表します。

社団法人情報サービス産業協会(J I S A)は、経済産業省の認可を受けた、日本を代表するシステム・インテグレータ、有力ソフトウェア開発事業者、及びシンクタンク等を中心とした主要情報サービス事業者 665 社で構成するわが国最大の業界団体です。

J I S A の会員企業は、情報システムの委託開発、情報システム開発支援、システムインテグレーション・サービス、情報システムのアウトソーシング・サービス、情報システム運用、情報処理・受託計算、情報システム保守、パッケージソフトウェア開発、アプリケーション・サービス・プロバイダ(A S P) 事業などの情報サービス事業を営んでおり、企業ユーザ及び官公庁ユーザ等から預託される情報等を中心に多種多様な個人情報を日々大量に取り扱っております。

従って、今般の個人情報の保護に関する法律の施行によって、業務の遂行に直接影響が及ぶ業界であり、表記政令・施行令の内容及び運用につき、J I S A は大きな利害関係を

有しております。

また J I S A は、日本の国家規格である JIS Q 15001「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」に準拠した「社団法人 情報サービス産業協会 個人情報保護方針」、及び「情報サービス産業 個人情報保護ガイドライン[第 3 版]」を制定、公表し、さらに「プライバシーマーク制度」における指定機関（審査機関）として、既に 200 社以上の企業についてプライバシーマークの付与認定を行うなど、一貫して個人情報の保護に取り組んで参りました。このようなプライバシーマーク制度の審査業務運用を通じて、多様かつ多面的な個人情報に接し、また情報処理及び情報ネットワークを通じた個人情報の多様な流通形態に直面しており、この点からも表記政令・施行令の内容及び運用につき、重要な関心を持っております。

そこで以下公表されているうち、特に「個人情報の保護に関する法律施行令」の各点について意見を申し上げます。

記

「個人情報データベース等」について

個人情報保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)第 2 条 2 項に定める個人情報データベース等については、施行令案の記述は必ずしも明確ではありません。そこで、施行令案の個人情報保護法 2 条 2 項 1 号に係る部分については、どのようなものがそれにあたるのかの具体例を示すことをお願いいたします。また、特に同案の個人情報保護法 2 条 2 項 2 号に係る部分については、具体的にどのようなものがこれにあたるのか、例えば、医療関係のカルテのように、対象を限定列挙することをお願いいたします。

「個人情報取扱事業者から除外される者」について

「個人情報取扱事業者から除外される者」について施行令案は、他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名等のみが含まれる場合であって、これを編集し、又は加工することなく事業の用に供するときは、これを構成する個人情報によって識別される特定の個人の数は個人情報取扱事業者を確定する際の「特定の個人の数」に算入しないとされています。この点についてここで述べられている「編集又は加工」とはどのようなものなのかを具体的に記述していただきたくお願いいたします。

「保有個人データから除外されるもの」について

施行令案は保有個人データから除外されるものとして「当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの」、「当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの」をあげております。これについて、いわゆる総会屋のリスト、カルト宗教団体の構成員リスト等反社会的活動団体の構成員リスト等はこれにあたるかと考えてよいのでしょうか、施行令案の考え方を明確にいただきたくお願いいたします。

「個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法」について

施行令案は、個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法として「書面の交付による」としております。これに関連して「開示等の求めを受け付ける方法」では開示等の求めに際して提出すべき書面について、かっこ書きとして「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によってはできない方式で作られる記録を含む」とし、紙によるものでなくても良い旨明記しております。この点からして「個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法」についても書面の交付とは、紙による交付のみならず、電子データによる開示も含まれることを明確にするようお願いいたします。

「開示等の求めを受け付ける方法」について

施行令案で示されている４点には開示等の求めを受け付ける日時が含まれていませんが、事業者側の対応としてこれを定めることは適切な対応をするために必要であることから、定めることができる事項として「受け付ける日時」を追加するようお願いいたします。

以上